地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

１．指定看護小規模多機能型居宅介護事業所　１事業所

（１）サービスの概要

利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊し、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援する。

（２）指定申請案件

申請者	横須賀市西浦賀６－１－１ 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長　石渡　庸介
事業所名称	太陽の家浦賀　看護小規模多機能型居宅介護
事業所の所在	横須賀市浦賀２－３－20
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業開始予定日	平成 30 年７月１日
登録定員	25 人
利用定員	通い定員　15 人　　宿泊定員　９人
通常の事業の実施地域	横須賀市（浦賀行政センター管区内、大津行政センター管区内（池田町、大津町、根岸町は除く）、久里浜行政センター管区内（岩戸、内川、内川新田、佐原、久村、ハイランドは除く））
利用料	介護報酬の告示上の額
その他の利用料	・朝食 400 円　・昼食 800 円（うち、おやつ代 200 円） ・夕食 600 円 ・宿泊費　１泊 3,500 円 ・おむつ代　自費 ・通常実施地域外のサービスに伴う交通費　実費 ・その他の日常生活費　実費
協力医療機関	・よこすか浦賀病院 ・太陽の家附属歯科診療所
加算等	・若年性認知症利用者受入加算 ・緊急時訪問看護加算 ・特別管理体制 ・ターミナルケア体制 ・総合マネジメント体制強化加算 ・介護職員処遇改善加算

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の指定基準

区分			要件	指定案件（太陽の家浦賀 看護小規模多機能型居宅介護）
人員基準	事業者の代表者		①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者	平成13年8月から社会福祉法人ユーアイ二十一の理事長として施設サービス（特別養護老人ホーム）等の経営に携わっている
			②次のいずれかの研修を修了していること。 認知症対応型サービス事業開設者研修、実践者研修、実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、基礎課程、専門課程、認知症介護指導者研修又は認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修を修了（神奈川県　平成23年2月）
	管理者	勤務形態	事業所ごとに常勤専従で配置(管理上支障がない場合は下記の兼務が可能)	常勤兼務 ・当該事業所の介護支援専門員及び介護従業者と兼務 ・同一敷地内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター及び介護従業者と兼務
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	
			②同一敷地内にある他の事業所又は施設	
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）の職務	
		資格要件	①特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者	特別養護老人ホームの介護職員として3年以上の認知症高齢者の介護に従事した経験を有する
			②「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了（みなし規定あり）していること。	認知症対応型サービス事業管理者研修修了者（神奈川県　平成29年12月）を配置
			※「みなし規定」 ①平成18年3月31日までに実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者②指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、実践者研修の他、「認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度）」を修了している者	
			（①及び②に該当しない場合） 保健師又は看護師	―
	介護支援専門員	勤務形態	専従で配置(利用者の処遇に支障がない場合は下記の兼務が可能)	常勤兼務 ・当該事業所の管理者及び介護従業者と兼務
		兼務する場合の範囲	①当該事業所における他の職務	
			②当該事業所に併設する地域密着型の4施設等（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設）の職務	
		資格要件	③「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了していること	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者（神奈川県　平成30年2月）を配置

	従業者	①日中の時間帯において、常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増やすごとに介護従業者を1以上配置する。 (例)日中の時間帯を午前6時から午後9時までとし、常勤職員の勤務時間を8時間とした場合、通いサービスの利用者が15名のときは、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されることが必要	12人で必要な体制を確保 (常勤専従　3人、常勤兼務7人、非常勤専従2人)
		②日中の時間帯において、常勤換算方法で訪問サービスの提供に当たる介護従業者を2以上配置	
		③通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち1以上の者は、看護職員である	
		④夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜勤職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
		⑤夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の宿直職員を配置すること。(宿泊サービスの利用者がいない場合、所定の要件を満たせば当該職員を置かないことができる。)	
		⑥常勤の保健師又は看護師を1以上配置	看護師1人
		⑦看護職員(保健師、看護師又は准看護師)を常勤換算方法で2.5以上配置 ※指定看護小規模多機能型居宅介護事業と指定訪問看護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合、指定訪問看護の看護職員(看護師又は准看護師)の人員基準を満たしている場合は、指定看護小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置を満たしているとみなす	常勤換算方法で3人
設備基準	登録定員	29人以下	25人
	利用定員	通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から18人まで。 宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から9人まで。	・通いサービス 15人 ・宿泊サービス　9人
	宿泊室	①個室の定員は1名。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2名可能。	個室6室(11.38～11.39㎡)
		②個室の床面積は7.43㎡以上	
		③個室以外の宿泊室を設ける場合、その床面積は、 (宿泊サービスの利用定員－個室の定員数)×7.43㎡以上	25.14㎡(宿泊室3室分)
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知機、スプリンクラー、火災通報装置、消火器

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)に適合します。

太陽の家浦賀　看護小規模多機能型居宅介護　　位置図

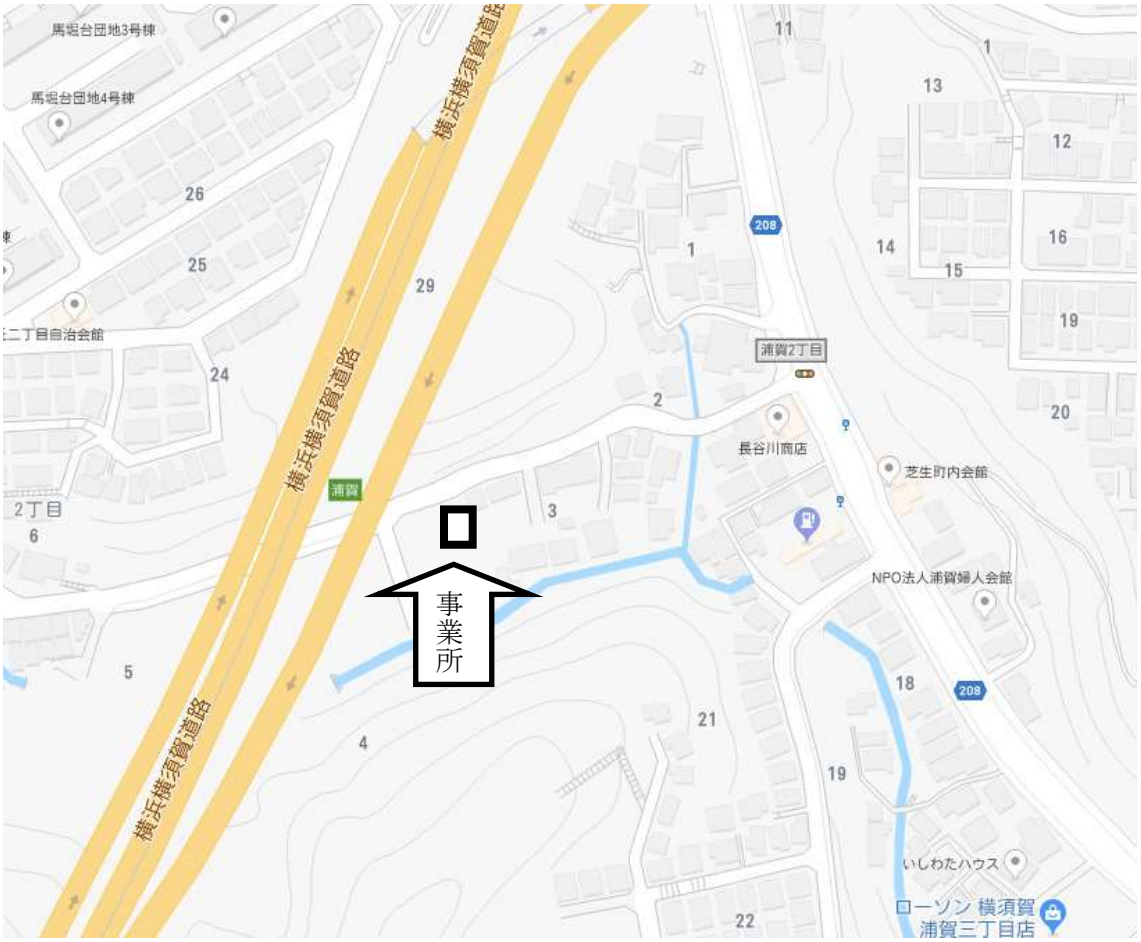

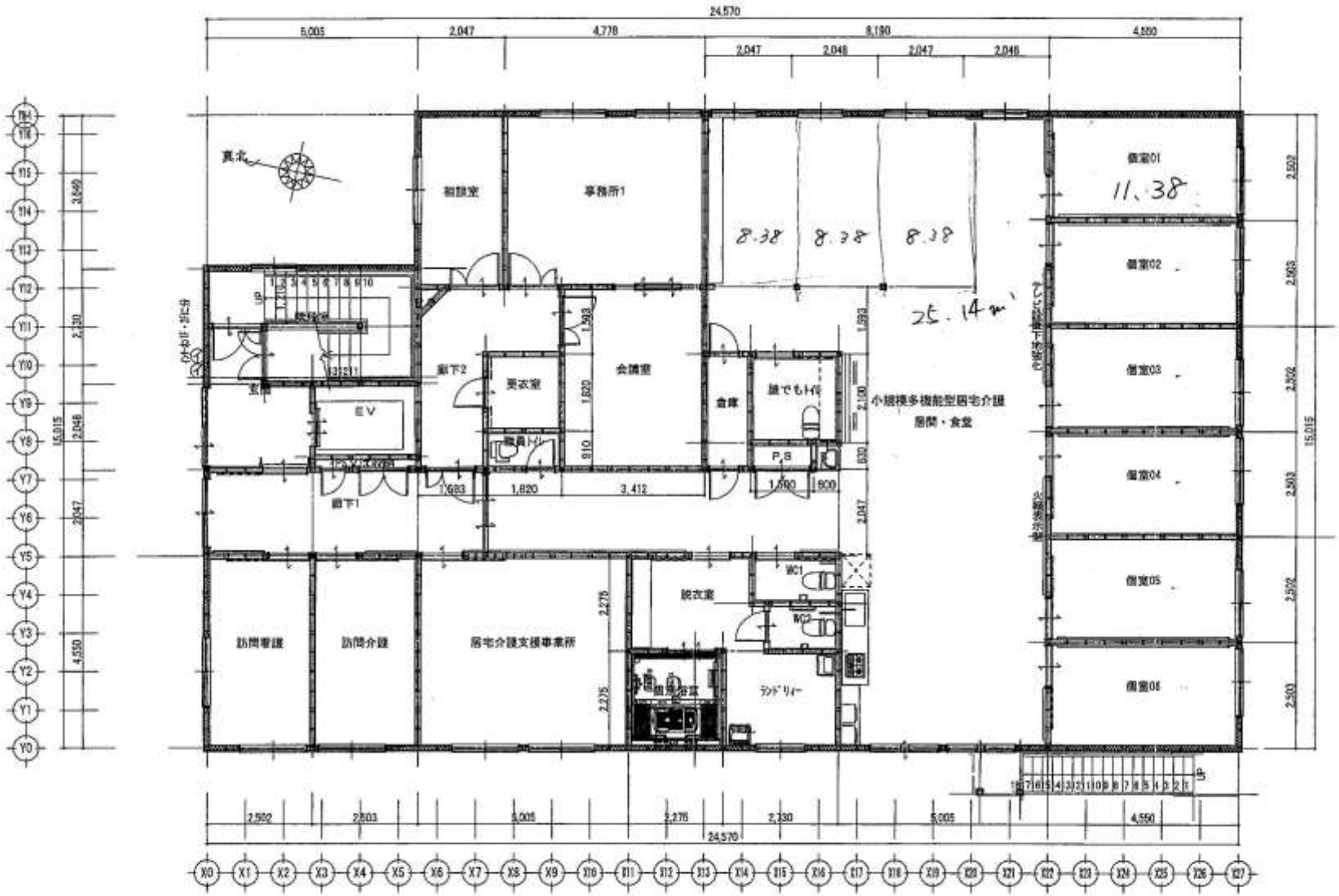

24,570
5,005
2,047
4,778
8,190
4,550
真北
相談室
事務所1
8.38
8.38
8.38
25.14㎡
11.38
個室01
個室02
個室03
個室04
個室05
個室06
廊下2
更衣室
会議室
倉庫
誰でもトイレ
小規模多機能型居宅介護
居間・食堂
EV
P.S
廊下1
訪問看護
訪問介護
居宅介護支援事業所
脱衣室
WC1
WC2
ランドリー
UP

【現地写真】太陽の家浦賀　看護小規模多機能型居宅介護
（平成 30 年 6 月 18 日撮影）

入口

事務室

居間①

居間②

洗面台

相談室

【現地写真】太陽の家浦賀　看護小規模多機能型居宅介護
（平成 30 年 6 月 18 日撮影）

宿泊室

台所

浴室

脱衣所

消火器

火災報知器